

各 位

会 社 名 株 式 会 社 御 園 座 代 表 者 名 代表取締役社長 長谷川 栄胤

(コード番号:9664 名証第2部)

問 合 せ 先 取締役総務人事部長 宮崎 敏明

(TEL: 052-222-8201)

株主総会における定款一部変更の議案及び 第三者割当による株式募集の議案の承認可決に関するお知らせ

当社は、平成25年5月28日付「定款の一部変更に関するお知らせ」及び「第三者割当による株式の募集に関する株主総会付議のお知らせ」に記載のとおり、本日、当社株主総会を開催し、第三者割当による募集株式の発行(以下、「本件第三者割当」といいます。)のために必要な各議案について承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

本件第三者割当を可能とすることを目的として、当社の現行定款第6条に定める当社の発行可能 株式総数を現在の3千万株から9千万株に増加させるものであります。

現行定款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、3千	第6条 当会社の発行可能株式総数は、9千万
<u>万</u> 株とする。	株とする。

2. 本件第三者割当による株式募集の件

会社法第 199 条及び第 200 条の規定に基づき、本件第三者割当に関し、以下のように募集事項の決定を当社取締役会に委任することとなります。

募集株式の数の上限及び払込金額の下限等

①募集株式の種類	当社普通株式
②募集株式の数の上限	3,400万株 (注1)
③払込金額の決定方法	払込金額は、発行条件決定日の前営業日の終値(株式会社名古屋

	証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいう。) 又
	は発行条件決定日に先立つ1か月、3か月若しくは6か月におけ
	る終値の平均値のうち最も低い価額を基準に、10%から20%の範
	囲でディスカウントした金額とする。
④払込金額の下限	1株につき100円 ^(注2)
⑤募集方法	第三者割当の方法による。
⑥決定の委任	上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項に必要な一切の事
	項については、当社取締役会の決議により決定する。
	当社取締役会は、第三者割当による株式の募集議案による取締役
	会への委任の範囲内で、一回又は複数回に分けて募集株式の発行
	の決議を行うことができる。

- (注) 1. 当社は平成25年3月18日公表の「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」に募集株式の数の上限として、3,000万株と記載しておりましたが、平成25年5月28日に公表しましたとおり、同日の払込金額の下限の決定に伴い、募集株式の数の上限を3,400万株と変更しております。
 - 2.上記③の方法により算出しました金額が払込金額の下限である100円を下回る場合には、当社取締役会は、本日の株主総会による当社取締役会への委任にかかわらず、当社取締役会が有する権限及び裁量の範囲内で本件第三者割当の募集事項を決定することがあります。

以上